

第2号議案

令和5年度会費の賦課及び徴収方法について

1 一般会員

(1) 個人会費

1人あたり年額 14,000円(支部会費 2,000円を含む)とし、7月末までに納入する。

狂犬病予防注射実施者は、会費(事業割)として1頭につき270円を納入する。

猶予証明書発行者は、会費(事業割)として1件につき270円を納入する。

(2) 団体会費

1団体あたり年額 60,000円とし、本会からの請求後速やかに納入する。

2 賛助会員

(1) 個人会費

1人あたり年額 10,000円とし、本会からの請求後速やかに納入する。

(2) 団体会費

1団体あたり年額 20,000円とし、本会からの請求後速やかに納入する。